

建築物の既設の塀（ブロック塀や組積造の塀）の

安全点検のお願い

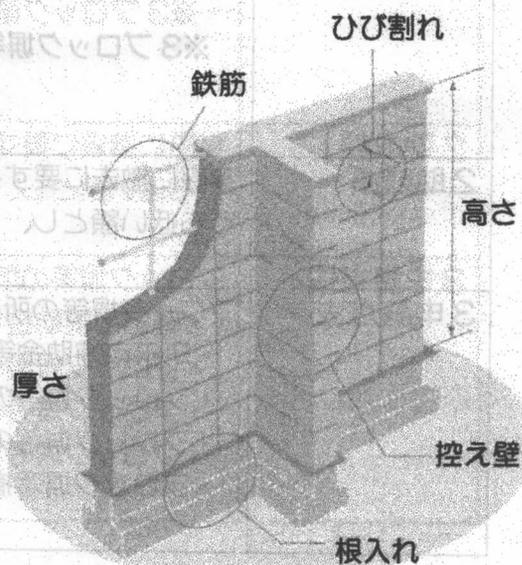
近年、地震によりブロック塀等が倒壊し、人命被害が発生する事故が起きております。このような被害を防止するため、既存のブロック塀等について、安全点検の実施をお願いします。

■ブロック塀の安全点検のチェックポイント

ブロック塀に関して、以下の項目について点検し、安全性を確認して下さい。

まず、外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合は危険なので改善して下さい。また、分からないことがあれば、専門家に相談して下さい。なお、ご自身で点検を行う場合は、周囲の安全を十分に確認した上で実施して下さい。

- 1. 塀は高すぎませんか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分ですか
 - ・塀の厚さは15cm以上か。
(塀の高さが2m以下の場合は10cm以上)
- 3. 控え壁はありますか(塀の高さが1.2m超の場合)
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎がありますか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全ですか
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。



<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋は入っていますか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

※ 組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下ですか
- 2. 塀の厚さは十分ですか
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁がありますか
- 4. 基礎がありますか
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないですか

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上ですか。

ブロック塀等の所有者・管理者として適切な維持管理に努めていただき、倒壊による新たな被害が生じないようにご協力をお願いします。

■ブロック塀の建築基準に関する問い合わせ■

町田市都市づくり部 建築開発審査課
電話 042-724-4413 FAX 050-3161-5899

■ブロック塀の安全点検の実施、ブロック塀の補修や造り替え等のご相談■

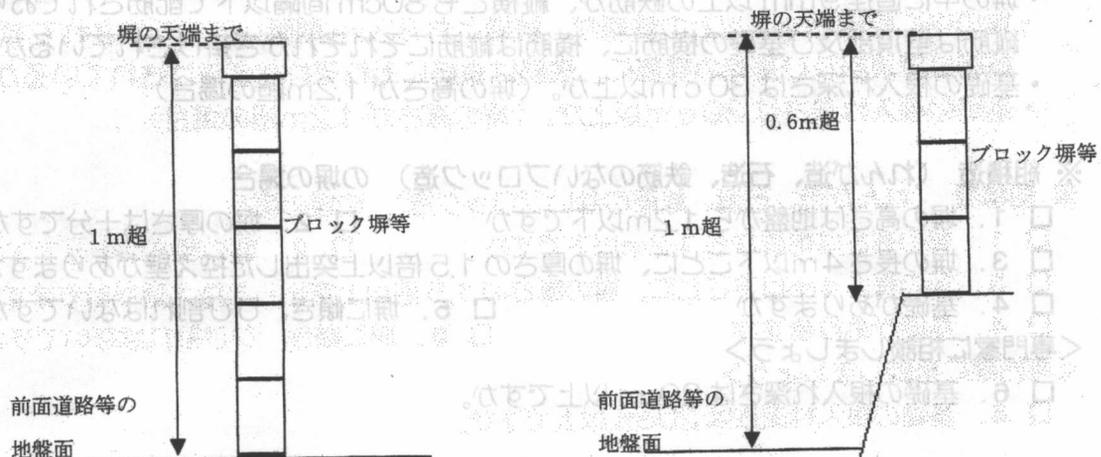
建築士や専門の工事業者等（参考：建築士事務所協会町田支部）へお問い合わせ下さい。

ブロック塀等撤去助成制度のご案内

道路等に面するブロック塀等の撤去費用を助成します。(現在、受付中)

<p>1.助成の対象</p>	<p>市内の道路等^{※1}に面する一定高さ以上^{※2}のブロック塀等^{※3}の撤去工事にかかる費用(申請後に着手(業者と契約)するものが対象)</p> <p>※1 道路等 道路及び、公園など不特定多数の人が通行する国や地方公共団体が管理する場所</p> <p>※2 一定高さ以上 前面の道路等の地盤面からの高さが1mを超えるもの(かつ、ブロック塀等の部分の高さが0.6mを超えるもの)</p> <p>※3 ブロック塀等 コンクリートブロック塀、組立式コンクリート塀(万年塀)、石積・レンガ積の塀等</p>
<p>2.助成額</p>	<p>実際に撤去に要する費用と基準額(撤去部分の横幅1mあたり6,000円)のうち低い額とし、1件あたりの上限は30万円(6,000円×50m)</p>
<p>3.申請方法</p>	<p>ブロック塀等の所有者が以下の書類を市役所住宅課窓口へ提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町田市補助金等交付申請書(住宅課窓口で記入) ・ブロック塀等の位置図(撤去部分の高さ・横幅の寸法を記入) ・ブロック塀等の現況写真(撤去部分の全景が写っているもの) ・ブロック塀等撤去費用の見積書

＜助成の対象となるブロック塀等の高さ＞



■ブロック塀等撤去助成制度に関する問い合わせ■

町田市都市づくり部住宅課
電話 042-724-4269 FAX 050-3161-6109

リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。